

《第九章・宿住（前世での住）を考察する》

第二項 [プトガラ<sup>1</sup>（人）の無我を説く] に二項目がある。[プトガラ（人）が本性として成立したことを否定する]、[プトガラ（人）が本性として有る理由を否定する] である。

第一項 [プトガラ（人）が本性として成立したことを否定する] に三項目がある。[章の著述を説く]、[了義の教証と合わせる]、[意味を要約して章の名を示す] である。

第一項 [章の著述を説く] に二項目がある。[対論を述べる]、[それを批判する] である。

第一項 [対論を述べる]

「『ここで、〈その如く近取を知りたまえ。業（行為）と行為者を除いた故である。2〉と言ったことは正しくはない。このように、〈見る（もの）、聴く（もの）等と受（感受作用）等は、或る近取者に近く取られる対象である〉といわれるその〈近取者〉は、それら近く取られる対象の以前に有る。』<sup>3</sup>と、或る者一声聞乗正量部<sup>4</sup>は言う。その理由とは、『財宝の以前に祭祀が存在するので、財宝を収集するけれど、（存在しない）石女の子（が財宝を収集するの）ではないが如く、事物—プトガラが、以前に存在するのでなければ、見るもの等をプトガラが近く取ると如何様になるるか—（そうは）ならない。それ故に、それら見るもの等の以前に事物—近く取るものであるプトガラが住する（留まる）ことは有る。』と言う。

前の『等』によって残りの四根と、後（の『等』）によって触（知？）や作意等の心所等を含む。『と』とは、述べた『見る（もの）』と『聴く（もの）』と『受（感受作用）』の三つと、述べていない残り全ての根（感覚器官）や心・心所を含む意味である。そして、『も』とは、含められた残りもここに結ばれると確信せられる意味である。そして、『従えた』という言葉は、この始めの二行が根や心・心所の全てを含むとして、そこに入る意味である。」と、『般若灯論』とその解説より説か

<sup>1</sup> プトガラ：知覚、或いは身体を認識することによって認められる主体的な「者」。「私」「あなた」「〇〇さん」等も含まれる。[序論] 脚注 50 参照。

<sup>2</sup> その如く…たまえ。：『根本中論』第 8 章 13 偈。

<sup>3</sup> 「『ここで…有る。』：第 8 章 13 偈に対する反論。「見る（もの）」「聴く（もの）」等とは眼耳等の根（感覚器官）。今世を受けた時に身体器官として眼耳等を手に入れるが、それを取る者である人（プトガラ）は前世より来ているので、「見る（もの）聴く（もの）等や感受作用等の五蘊（取られる対象）より以前に有る」という。

<sup>4</sup> 正量部：部派仏教上座部の一部。

れた。

犢子部と賢胃部と正量部と法上部と密林山部<sup>5</sup>の五部が、プトガラは実質として有ると言う<sup>6</sup>と、『増因明論』より説かれた。

第二項 [それを批判する] に三項目がある。[近取者が自性として有ることを否定する]、[それによって近く取られる対象も本質として有ることを否定したと示す]、[近取者が自性として無いことに対する反論を斥ける] である。

第一項 [近取者が自性として有ることを否定する] に二項目がある。[他派が考察した我を否定する]、[自派が世俗としてプトガラを設ける方法] である。

第一項 [他派が考察した我を否定する] に三項目がある。[取る者が、取られる対象一切の以前に有ることを否定する]、[取られる対象それぞれの以前に有ることを否定する]、[取られる対象一切の以前に有る理由を否定する] である。

第一項 [取る者が、取られる対象一切の以前に有ることを否定する] に二項目がある。[取られる対象より前であれば、「取者」と名付ける因（理由）が無いことで否定する]、[取る者が前であれば、取られる対象に留まる拠所が無いことで否定する] である。

第一項 [取られる対象より前であれば、「取者」と名付ける因（理由）が無いことで否定する]

もし、取る者が自性として有るならば、取られる対象より前後か同時の三種を超えることはないが、後の二つは後述で否定するので、ここでは取られる対象より前であることを否定する。

視る（もの）と聴く（もの）等や、感受作用等そのものの以前に留まる事物であるそのプトガラとは、それによって名付けられる因（理由）が無いので、一般に「プ

<sup>5</sup> 犢子部<sup>とくしぶ</sup>…密林山部：部派仏教上座部の一部。

法上部・賢胃部・正量部・密林山部は犢子部から分かれた。

<sup>6</sup> 犢子部…言う：犢子部等上座五部は、人我は実在すると『増因明論（清弁著）』に記される。上座五部の主張する人我は、蘊と（全く）同一でも別でもなく、恒常とも無常とも言い得ぬ量り知れない実質としての「我」である。

「蘊より別質の我が成立したことは無い故に、我見（我は実在すると執する見解）一有身見（五蘊の何れかを捉えて、我は実在すると執する見解）の対象と様相の二つのうち、対象は蘊のみであり、」「『それ故に、我とは自らの蘊のみである。』という。（入中論註）」自部他派は我見の対象をプトガラとするが、犢子部達は我見の対象を「蘊のみ」とする。上座五部も仏教徒であるので無我を説くが、彼らの説く無我は「恒常単一自在者である我の欠如」であり、非仏教徒の肯定する「実在の我」を否定するものである。

トガラ（人）」、個別に「視る者」等として設けられることが無くなるだろう。<sup>7</sup>このように、プトガラとして名称が付けられる因（理由）が視る（もの）等であるならば、そのプトガラがそれらより前にあれば、その時、壺と絨毯の如く視る（もの）等に相互関係したことは無くなるが、自らの因に相互関係しないものは無因であり、財宝等に相互関係しない宝持ちのように、無いのである。

ここで、「前後時制で存在するならば、前のものは後のものに相互関係したことは適さない」というのではない。（何故ならば）自派によっても一切の因果は相互関係したと承認される故である。

然れば、プトガラを「視る者」等として設ける場合には、視る（もの）等に全てが相互関係しているが、取る者が視る（もの）等に相互関係したことが自性として成立したのであれば、如何なる時も相互関係しなければならない。従って、取る者（のみ）である時には、相関対象である視る（もの）等は無いのでそれに相互関係したことは無い故に、（対論者の主張に従えば）総体的に相互関係したことも否定できる。

第二項 [取る者が先であるならば、取られる対象に留まる拠りどころが無いことで否定する]

もし、『視る（もの）等が無いとしても—それらの以前に留まるとなったそのプトガラが、視る（もの）等を取るのだ。』と思えば、他にこの過失も有る。

そう見るならば、財宝と関係する以前に祭祀が財宝より別に居て、別存在の財宝を集めるが如く、取る者についても、そのプトガラが無くとも—それより別存在として、それら視る（もの）等が個別に存在することになると、疑いない。

それを主張することはできず、「このプトガラ（人）は、この眼等の近取者である。」と、視る（もの）等近く取られる対象である何か、取る者の我である何かを明らかにし、顕現し、知らせることをする。「この眼等は、このプトガラ（人）の近く取られる対象である。」と、取る者の我であるものが、視る（もの）等近く取られる対象である何かを明らかにする。

その時、取られる対象である何かに相互関係した事無く、取る者である何かは何処にあらうか—それは無いけれど、取る者に対しても、相互関係した事無く取られる対象である何かは何処にあらうか—それは無いので、その二つは相互に対応して成立した。

取る者無く、個別に視る（もの）等を承認する時には、眼等の（持ち主である）

<sup>7</sup> 視る（もの）…だろう。：「人」は、「人」と名付けられる拠り所となる「人の身体や感受作用」があって初めて「人」と名付けられる。しかし感覚器官（身体）や感受作用以前にプトガラ（例：人）が有るとすれば、名付けられる拠り所（因）が無いので、「人」とも名付けられないし、「視る者」「聴く者」とも名付けられず、設けられることが無くなる。

拠所が無いので、視る（もの）等は無。これも前述のように、自性として別であるならば相互関係は適わないという正理である。

『ブッダパーリタ』より、「それは、何によって名付けられるであろうか。」<sup>8</sup>という返答に、「視る（もの）等は無くとも、我性によって良く成立した。」と、「視る等…」<sup>9</sup>という二行の意味を述べたことに対し、

「そう見れば、そのプトガラ（人）は無くとも、視る（もの）等は我性によって良く成立したと疑いは無い。」

と示したが、「そう見れば如何なる過失があるろうか。」と問うた返答に、「何が…」<sup>10</sup>という二行によって、その二つは互いに明らかにすると示して、その理由によって、「その二つは一方無くしてもう一方は無い」と後二行が説く。

それらによって、「取る者」と名付けられる因（理由）と、取られる対象が留まる拠所が無いので、視る（もの）等より別に取る者が自性として留まることは無いと説かれた。

第二項 [取る対象それぞれの以前に有ることを否定する] に二項目がある。[対論を述べる]、[それを批判する] である。

#### 第一項 [対論を述べる]

「もし、視る（もの）等一切の以前にそのプトガラが存在すると承認したならばそれらの過失は有るけれども、視る（もの）等一切の以前に、取る者である何者かが有るのではない。しかし（視るもの等）それぞれの以前に有るのだ。それ故に、取られる対象である視る（もの）等の中から、視る根（感覚器官）がそのプトガラを明らかにする時に、それより他の根（感覚器官）がそれとは別の時に（プトガラを）明らかにするけれども、その（視る感覚器官の）時には明らかにしない。

視る（もの）に依拠して（プトガラであると）名付ける時、聴く（もの）に依拠して名付けないので、彼自身の取られる対象の以前にも存在するが、プトガラと名付けられる因（理由）が無い過失も無い。」と言う。

これは、「前述でも『自らの取られる対象より前に有る』と言った以外、『視る（もの）等一切の以前に有る』とは述べていないが、『それにプトガラと名付けられる因が無い背理の過失は無い。（何故ならば）一切の以前に有ると主張しない故である。』」と思索した。

現在（今世）のプトガラが「取る者」であり、その（プトガラの）眼等を「取られる対象」と主張することを否定するので、前世のプトガラが後世の身体を

<sup>8</sup> 「それは…あろうか。」：『根本中論』第9章3偈4行目。

<sup>9</sup> 「視る等…」：『根本中論』第9章4偈

<sup>10</sup> 「何が…」：『根本中論』第9章5偈

取ることは、この場合の「取る者」と「取られる対象」の意味には当たらない。

なれば、「プトガラが視る（もの）等を取る」という意味は何かといえ、そのプトガラが色形に対して視る者になったツールとして、眼の感覚器官が経過したならば、それ（プトガラ）がそれ（眼の感覚器官）を取ったのである。しかしその時、視る感覚器官（眼根）と同時に（プトガラは）存在するけれど、聴く感覚器官（耳根）等の以前に存在すると主張する。それによって他についても知りたまえ。

### 第二項 [それを批判する]

もし、視る（もの）等一切の以前にその我が有るのでなければ、視る（もの）等それぞれの以前にその我は如何様に有ろうか。有るとは正理ではなく、例えば、一切の樹木以前に森が無い時、それぞれの以前にも無いことや、一切の砂に胡麻油を抽出する可能性が無ければ、それぞれにも無いが如くである。

他にも、それぞれの以前に有ると言うならば、一切の以前にも有ると承認したことになる。（何故ならば）それぞれ以外に一切は無い故である。これは例えば、そこにいるそれぞれの人に言って、余人が残っていないければ、そこにいる一切の人に言ったのである如く、そのプトガラ（人）は、視る（もの）等それぞれより残余なくそれぞれの以前に存在するものとなれば、最終的に視る（もの）等一切の以前に存在するものであると論証することができる。

「もし、時間的経過に基づいて、それぞれ数えた一切の以前に有るとしても、視る（もの）以前に有る時に残りの一切の以前に有るように、一時点で一切の以前に有ると主張しないので、矛盾しない。」といえ、**「取る者」と「取られる対象」**が自性として成立したことを否定する場合であるので、（批判において）過失は無い。

この正理によっても、それぞれの以前に有ることは正しくない。このように、視る（もの）等それぞれの以前に有るとなる一人のプトガラにおいて、もし、「視る者」そのものが「聴く者」であり、「感受する者」もまさしく彼自身であることが必要であれば、それは正理ではない。（何故ならば）視る行為と離れた「聴く者」も「視る者」であり、聴く行為と離れた「視る者」も、「聴く者」になる故である。それぞれの行為において行為者は別である故に、「視る者そのものが、聴く者もまさしくその者自身であり、」という、そのようであることは適わない。

『一人の祭祀が順次に十人の前に留まることは、世俗として勿論主張しなければならないけれど、一人目の前に居た祭祀そのものが、二人目の前にも居ると主張すれば、以前に色形を視る時の〈視る者〉そのものが、後に音声聴く時の（その）〈聴く者〉であると承認しなければならない。そのようである必要はあるが、対論者にそのような承認が無いので、この批判が如何様に正しいのか』と思えば。

一般に犢子部について、『量評釈』<sup>11</sup>より、

<sup>11</sup> 『量評釈』：法称（650年頃）著。認識論・論理学についての論書。

「その本性に壞が無いものは、それを賢者達は『恒常』という。然れば、この  
 恥ずべき見解を、捨てたまえ。(或は) それは恒常であると言いたまえ。」<sup>12</sup>  
 と説かれた如く、以前に眼の以前に留まるプトガラそのものは、後に耳根の以前に  
 留まる部分も滅していないと主張するので、そのように承認した面からも、その過  
 失を述べることは勿論できる。しかしここでは、プトガラが自性として成立したな  
 らば、「視る者」と「聴く者」の二者が自性として同一か別を超えることはないが、  
 別であることは以降で否定するので、同一であるならば、以前に一つの法(事象)  
 の前に留まるまさしくそれが、後に第二の法(事象)の前にも居なければならぬ  
 ので、順次にそれぞれの以前に有るという主張に対しても、

「視る者そのものが、・・・」<sup>13</sup>  
 という過失を述べられた。

あるいは、「視る者」そのものが「聴く者」もそのものであると主張すれば、前  
 述した過失がおこると見て、もし、「視る者」「聴く者」「感受する者」が自性とし  
 て他であると主張すれば、「視る者」が存在する時点でも同時に「聴く者」が存在  
 することになる。しかしそのようには主張しないので、自性として、他として無い。

他にも、前述のように主張すれば、単一者において、我もまさしく多数有るとな  
 る。(何故ならば)「視る者」等が、自性として別他に存在する故である。

### 第三項 [取る対象一切の以前に有ることの理由を否定する]

もし、「我は、視る(もの)等一切の以前に有る。しかしながら、『我』と名付け  
 られる因(拠所)が無い過失は無く、視る(もの)等の以前である名色の時点で、

『名色である縁によって六處である。』<sup>14</sup>

と説かれた、視る(もの)や聴く(もの)等の所造<sup>15</sup>(構成物)の因である、四大<sup>16</sup>  
 が有る。然れば、視る(もの)等の以前に、四大の実質因を持つ我は有る。<sup>17</sup>と  
 いえば。

視る(もの)聴く(もの)等と、感受する(もの)等も、それらより(感覚器官  
 が)構成されるその四大にも、その我は自性として有るのではない。

<sup>12</sup> 「その・・・言いたまえ。」:『量評釈』第2章 206 偈後 3行・207 偈 1行目。

<sup>13</sup> 「視る者・・・」:『根本中論』第9章 8偈。

<sup>14</sup> 「名色…である。」:『稻稈經』より。

十二縁起の第四「名色」と、第五「六處」について述べている(第1章脚注 74 参照)。

<sup>15</sup> 所造:造られた所のもの。基本構成要素によって造られた構成物。

<sup>16</sup> 四大:ものごとの四種の基本構成要素。地・水・火・風。

<sup>17</sup> 然れば・・・有る。:「視るもの(眼の感覚器官)聴くもの(耳の感覚器官)は四大を因とし  
 て造られた構成物である。仏典で『六處(六種の感覚器官)』について説かれているので、  
 感覚器官は有り、その原因も有る。ならば四大の実質因を持つ果である『我』も有る。」  
 という対論者の主張。犢子部は我を「蘊と同一とも別とも言い得ぬ実体」であるとする  
 (脚注 6 参照)。

もし、その我が自性として有るならば、構成元素より後か、同時であるものが構成元素を近く取ることは不合理であるので、構成元素の以前に有ることになる。そう見れば、我と名付けられる因（拠所）が無い等の過失が前述の如く当たるので、ここで再び過失を述べることはなさない。

第二項 [自派が世俗としてプトガラを設ける方法] に二項目がある。[我のおき方]、[それへの反論を斥ける] である。

#### 第一項 [我のおき方]

もし、『そのようにプトガラが自性として有ることを否定するならば、見る（者）や聞く（者）等という、プトガラのこの名称が不合理とならないか?』と思えば。見聞等をするプトガラ（が有ること）は、誰も言いがかりをつけることは無いので、それが全く無いことは適わない。

ここで他宗教は、見る（者）等のプトガラは、疑い無く承認されなければならないけれど、しかしながら蘊と同一本質であることは不適であると見て、蘊より別本質のプトガラの我を主張する。<sup>18</sup>

自部（仏教徒）他派は、業を積む等する「単なるプトガラ」は設けられなければならないと見ながら、蘊より別本質の我が有ることに論難を見て、蘊の集合の継続と、身体を取捨する意識そのものを我、あるいはプトガラであると言説する。<sup>19</sup>

自派（中観帰謬論証派）においては、俱生<sup>20</sup>の自執<sup>21</sup>が対象とする、拠所となる認識対象は、「私」や「我」や「プトガラ」として設けられなければならないが、「非仏教徒が捏造したようなプトガラ」が有ると認識していない畜生（動物）等にも、「私」「私の」と捉える有身見<sup>22</sup>が当てはまるので、蘊より別本質の我は「俱生の自執の対象とする拠所」としても適わず、それは単なる世俗としても無いと主張する。

『入中論』より、

<sup>18</sup> ここで…主張する。：非仏教徒の主な見解は、「我々には輪廻転生を繰り返す『恒常不変単一自在である我』が有り、今世における蘊（心身）は死ぬ時に滅し離れるので、『私（プトガラ）』と蘊は別本質である」という。

<sup>19</sup> 自部…言説する。：中観帰謬論証派以外の仏教学派（犢子部等上座五部を除く）では、プトガラは仮有（蘊を認識することによって、仮に名付けられるもの）であるが、その本質は蘊の集合の継続性か、転生を繰り返す意識（識蘊の一部）そのものであるとする。この場合、蘊とは別の実質とはならない。

<sup>20</sup> 俱生<sup>くしゅう</sup>：ものごとが生じると同時に自然に具え持つこと、またその性質。[第1章] 脚注 103 参照。

<sup>21</sup> 自執<sup>じじゅう</sup>：人我執（[第1章] 脚注 102 参照）の我執（自我に対する執）・我所執（自我の所有するものに対する執）のうち、自我を真実として有ると捉える我執。

<sup>22</sup> 有身見<sup>うしんけん</sup>：刹那毎に滅す自らの五蘊の何れかを捉えて、私（プトガラ）は真実として有ると執する見解。第1章脚注 104 参照。

「これは、自執の拠所としても正しくないが、これは、世俗としても有るとは主張しない」<sup>23</sup>

や、

「世間の自執心の拠所としても、主張しない。それは、知覚される対象ではなくとも、我見<sup>24</sup>となる故である。」<sup>25</sup>

と説かれた。

世間の名称においては、「私の体」や「私の心」といって、我とは蘊の主人であり、蘊とはその使用人のように捉えるので、我の事相（定義の拠所）として蘊の継続か、（蘊の）集合か、一部等を当てることは、全く適さない。<sup>26</sup>

聖者（龍樹）の論書においてもただそのように説かれ、本章においては、視る（もの）等の何かそれだけの諸物が、何かそれだけの我を明らかにすると説かれたので、明らかにするものである集合や部分の何ものも、明らかにされるものであることは矛盾する故と、第十章において、蘊と我が同一か別であるあり方は、火と薪に似る<sup>27</sup>と説かれた故と、最終章においても、

「近取に結ばれていない、我は有るのではないとした時、近取そのものが我であるならば、君の（主張する）『我そのもの』は無である。」<sup>28</sup>

と説かれた故である。

## 第二項 [それへの反論を斥ける]

『我と蘊は主僕のようにであると捉えれば、その二つを別本質として捉えることにならないか?』と思えば。

その二つを別他の実質であると捉えることは、世間の名称においては無い。そうでなければ、「祭祀の腕が痛み、治癒した」ことを、「祭祀が痛み、治癒した」としなくなる。近護が痛み、治癒したことによって、弥勒が痛み、治癒したと呼称しないが如くである。

その正理は、

「何故ならば、世間では種子のみを撒いて、我がこの子を生まれさせたと言  
い、木も植えたと考える。然れば、他より生じることは世間常識（から）も

<sup>23</sup> 「これは…である。」：『入中論』第6章 122 偈。

<sup>24</sup> 我見：人我執。

<sup>25</sup> 「世間の…である。」：『入中論』第6章 124 偈。

（ツォンカパ著『中観宗旨顕明論（中観密意解明）dbu-ma-dgongs-pa-rab gsal』参照）

<sup>26</sup> 世間の…適さない。：世間一般にも「所有者」と「所有されるもの」は別質であるので、「所有されるもの」である蘊の集合や部分や継続が、「所有者」である我であることは適わない。

<sup>27</sup> 蘊と我が…似る：「取られる対象」である蘊と「取る者」である我の関係性は、「燃やすもの」である火と「燃やされる対象」である薪に似て、同一であることは適わない。

<sup>28</sup> 「近取に…である。」：『根本中論』第27章 5 偈。



無い。」<sup>29</sup>

と説かれた読み方を変換して、「何故ならば、世間では腕が痛むことを、我は痛むと考える。然れば、その二つが別他の実質であることは、世間人によっても無い。」という。

然れば、「我」あるいは「プトガラ」は名称として名付けられたのみ以外、「我」という世俗名称が当たる基体を探したならば、蘊より別本質か同一本質等と見出せないで、蘊に依拠して「私」や「我」と名付けられただけである。

『腕が痛み、治癒したことによって、そのプトガラが痛み、治癒したと呼称し、〈私の腕が痛み、治癒した。〉ともいうので、まさしく一本の腕が〈私〉と〈私の〉の二つともに当たるのではないか?』と思えば。

それは、世間の名称という意味を了解していない。(何故ならば) その意味とは、腕が痛み、治癒したことによって、その我が痛み、治癒したとする意味であるが、腕を「我」とするのではない故であり、腕を『私である。』と捉えない故である。

祭祀が前後時の我をそれぞれ分けずに『私である。』と思い捉える、認識する拠所となった我とは、無始よりあり続けた単なる「私」のみであるので、天(神)等の身体を得た時の、それぞれの衆生(生きもの)の我は、前者の一部分である。祭祀が、転生それぞれに分けた我において『私である。』と思い捉えた「我」とは、それぞれの転生の一面的な我である。

客体(認識対象)としての「我」の如く、認識主体である自我執も、転生それぞれに分けたものと、分けていない捉え方を持つと、知りたまえ。

「そのような我は、ただ世俗名称を付けられたのみでない『名付けられた意味』を探求したならば、何処にも見出せないで、業を積み、果を経験する等として適さない。」といえ。

そう見れば、色形等も世俗名称を付けられたのみではない「名付けられた意味」を探求したならば、我に似て、自らの諸部分より別本質か同一(本質)等、如何とも見付からないので、行為を為し得ることがあり得なくなる。

そのように探しても見付からないと、仮有<sup>30</sup>と実有<sup>31</sup>の我、双方共に勿論等しいけれども、見付かっていないことによって二つの我を否定した・しないは異なる。(何故ならば) 実有は正理による分析に耐えるものであるが、仮有はそのようではない故である。<sup>32</sup>

<sup>29</sup> 「何故…無い。」:『入中論』第6章 32偈。

<sup>30</sup> 仮有:それを認識する時に、他の主体を認識したことに依拠して認識されるもの。人間の心身を認識したことに依拠して「人」と認識した場合、「人」が仮有である。

<sup>31</sup> 実有:それを認識する時に、他の主体を認識したことに依拠せずに認識されるもの。「これ」と指させる実質のある存在。経量部～中観自立論証派の見解において、自分の意識を認識したことに依拠して「私」と認識した場合、「自分の意識」が実有の私となる。

<sup>32</sup> そのよう…である。:実有は探して見付からなければ無い(否定される)。※次頁脚注

第二項 [それによって近しく取る対象も自性として有ることを否定したと示す]

もしまた、「そのように我を否定はしたけれども、しかしながら視る（もの）等は本性として有る。（何故ならば）否定していない故である。それらが有るならば、我の本質を持つのではない壺等については視る（もの）等と関係が無いので、それらの何かと関係する我も、自性として有るのだ。」といえよ。

もし、視る（もの）聴く（もの）等や、感受する（もの）等も、「或る取る者の所有する、取られる対象である」という、その取る者が自性として無いと示した時、「それだけでなく、それら視る（もの）等も本性として有るのではない。」と明らかに示されたのではないか？それ故に、視る（もの）等近く取られる対象は自性として無いので、近取者の我も自性として無い。

第三項 [近取者が自性として無いことに対する反論を斥ける]

ここで対論者が、『プトガラが自性として無いことは、その否定対象をただ否定しただけではない定立的否定であると論証した。』と思い、

「何？『我が無い』と、君は確信したのか？」<sup>33</sup>

と問う。

そう誰が言った？

「『視る（もの）等が無いので、我も無い。』と、直前の背理で言わなかったか？」といえよ。

勿論そう言いはしたけれども、この意味は、君捉えたようには、我々は主張しない。このように、「我は自性として有る。」と君が考察したのであるが、吾輩もその思い込みの対治として「我は自性として有るのではない。」と、それを斥ける、否定対象をただ否定したのみの言葉を言ったのである。しかし、否定対象をただ否定したのみより他の、この「我の無本性」を正理知の対象であると考察したのではない。（何故ならば）事物と無事物に対して執することの双方が捨て去られなければならない故である。

このような諸々の正理は、絶対的否定と定立的否定の違いを分けるものであるが、帰謬論証派（のみ）の特性でもなく、前述で既に多く述べた。

然ればプトガラとは、『四百論』より、

「君の我であるものは、私の我ではない。然れば、それは我ではない。不確かな故である。無常である諸事物に、分別が生じるとなるのではないか？」

<sup>34</sup>

と説かれたように主張したまえ。

仮有は、探して見付からなくとも、無いとは限らない（否定されない）。

<sup>33</sup> 『何を…したのか？：『顕句論』より。

<sup>34</sup> 「君の…生じる。」：『四百論』第10章3偈。

その意味は、その我が自らの本質として有るならば、一人のプトガラ（人）がそれを『私である。』と捉えるが如く、一切の者も（『私である。』と）捉える必要がある。しかし、君の自我意識が生じるその我に対して、私には自我意識が生じない故に、その正理によって、その我は自性として成立したのではない。（何故ならば）全てに対して自我意識が生じると確かでない故である。

『我が無ければ、この自我意識は何に対してとなろうか。』と思えば。

無常である蘊より他の意味に対して自我意識の対象は無く、蘊そのものもそれには不合理であるので、無常である蘊に依拠して名付けられた「我」を、『私である。』と思う概念作用が捉えただけのものである。そのように、自らの本質として有るのではないけれど依拠して名付けられただけの、無ではない意味のこの我を、「何か、視る等の、」<sup>35</sup>等によっても示す。

我であるものを尽く考察したならば、視る（もの）等の以前に無い。（何故ならば）プトガラと名付ける因が無くなる故である。現在一視る（もの）等と一緒に、自性として無い。（何故ならば）それぞれに自性として成立していないものに、一緒にあることが自性として有ることは見られない故と、それぞれに自性として成立したならば、我と近く取られる対象の二つは互いに無関係となるので、それぞれに成立したことも不合理である故である。視る（もの）等が先であり、我が後であることも無い。（何故ならば）行為者の無い業（行為）は成立していない故である。

そのように無い時、その我を「自性として有る。」という諸分別は退くとなるが、視る（もの）等が明らかにする故に、「そのプトガラは無い。」という諸分別も退くとなるだろう。

### 第二項 [了義の教証と合わせる]

そのように、近取者であるプトガラと、それによって取られる対象は自性として無いと決定したこと自体が、深甚なる経証によって成立されたと示す為と、そのように説かれた一切の善説は本章によって説明されると示す為に、了義の教証と合わせることは、「行き来を考察する」章<sup>36</sup>を経証と合わせたまさしくそれにおいて説かれたので、その如く知りたまえ。

### 第三項 [意味を要約して章の名を示す]

「その身体の近取者とは、このプトガラである。」や、「このプトガラの取られる対象は、これらの法（現象）である。」等において、世俗名称に従って設けたのではなく、自性として成立したと捉える思い込みのように留まるならば、「取られる対象」と「取る者」という如何なる世俗名称も為されることは無いと確信を起こし

<sup>35</sup> 「何か…等の、」：『根本中論』第9章 12偈。

<sup>36</sup> 「行き来を考察する」章：第10章。

て、名称として名付けられただけの縁起生において、その二つが非常に合理である諸々のあり方を思惟したまえ。

「宿住を考察する」という十二偈の我性である、第九章の解説である。

DECHEN 訳